

高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱の改正概要

令和 7 年 3 月 2 4 日 改正

1 改正概要

(1) 「木造住宅耐震診断事業」及び「非木造住宅耐震診断費補助事業」の補助対象経費の限度額を改める。

- ・別表 1、別表 2 の補助対象経費の限度額を「84,700 円/戸」に改める。

(2) 「木造住宅耐震改修費補助事業」及び「非木造住宅耐震改修費補助事業」の国の利子補給制度を利用する場合の補助対象経費の限度額を改める。また、「木造住宅段階的耐震改修支援事業」及び「非木造住宅段階的耐震改修支援事業」を利子補給制度の対象外とする。

- ・別表 1、別表 2 の補助対象経費の限度額に「利子補給制度を利用する場合は、1,075,000 円/戸」を追加する。
- ・別表 3－1 及び別表 3－2 の補助要件に「利子補給制度を利用しないこと。」を追加する。

(3) 「老朽住宅等除却事業」のうち、緊急輸送道路の沿道等に位置する特定空家等の除却を市町村が代執行する場合における補助対象経費の限度額を改める。

- ・別表 6 の補助対象経費の限度額を「補助事業に着手する日が属する年度において国土交通大臣が定める住宅局所管事業に係る標準建設費等のうちの除却工事費」に改める。

(4) 「空き家活用促進事業」の補助対象経費の限度額を改める。

- ・別表 7 の補助対象経費の限度額を「11,000,000 円/戸（ただし、こうち健康・省エネ住宅として再生する場合は、11,800,000 円/戸）」に改める。

(5) 「木造住宅除却費補助事業」を新設する。

- ・要綱第 2 条（定義）および第 3 条（補助目的及び補助対象経費等）に「木造住宅除却費補助事業」を追加する。
- ・別表第 1 6 を追加する。

(6) 上記改正および用語の整理により、補助金申請様式を改める。